

総行自第 52 号  
平成 20 年 4 月 25 日

各都道府県総務部長 }  
各指定都市総務局長 } 殿

総務省自治行政局自治政策課長

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う公共サービス実施  
民間事業者での住民票の写し等の請求に係る本人確認の方法について（通知）

今般、個人情報に対する意識の高まりへの的確な対応を図るため、何人でも住民票の写し等の交付を請求できるという従来の制度を見直し、個人情報保護に十分留意した制度として、新たに住民票の写し等の請求に係る本人確認手続を整備する「住民基本台帳法の一部を改正する法律」（平成 19 年法律第 75 号）等<sup>\*1</sup>及び「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令」（平成 20 年総務省令第 38 号）等<sup>\*2</sup>が平成 20 年 5 月 1 日に施行されます。

一方、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成 18 年法律第 51 号）第 34 条に基づき地方公共団体が委託した公共サービス実施民間事業者における住民票の写し等の請求に係る本人確認の方法については、既に、「納税証明書、住民票の写し等又は印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令」（平成 18 年総務省令第 99 号）第 2 条、「戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令」（平成 18 年総務省・法務省令第 2 号）第 2 条及び「戸籍等の謄本等又は登録原票の写し等の交付の請求の受付及び引渡しの業務の公共サービス実施民間事業者における実施に関する省令」（平成 18 年法務省令第 65 号）第 2 条に定めるところにより、特定業務従事者が請求を行う者に対し必要な証明を求めさせることにより行うこととされてきているところです。

したがって、5 月 1 日からの取扱いの変更は、公共サービス実施民間事業者における戸籍の謄本等の交付請求に係る本人確認において、下記のとおりが取扱いが一部変更されるのみであり、その他の住民票の写し等の請求に係る本人確認の方法の取扱いについては、基本的には特段の変更を要しないものとなります。

委託地方公共団体の判断により、本人確認用書類の対象範囲を限定するといった対応を行う場合には、事前に公共サービス実施民間事業者と十分な調整を行い、取扱いに遺漏のないよう留意して実施願います。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づき助言します。

貴職におかれては、本改正の趣旨を踏まえ、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県総務部長におかれては、貴管内市区町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

- (※1)・住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 75 号）（抄）
- ・戸籍法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 35 号）（抄）

- (※2) ・住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付に関する省令等の一部を改正する省令（平成 20 年総務省令第 38 号）（抄）
- ・戸籍の附票の写しの交付に関する省令の一部を改正する省令（平成 20 年総務省令・法務省令第 1 号）（抄）
- ・戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成 20 年法務省令第 27 号）（抄）

記

1 戸籍謄本等の交付請求に係る本人確認については、以下の（1）又は（2）の方法により行うこととし、その際、請求者の氏名及び住所又は氏名及び生年月日を確認することとする。

（1）請求者に対し、以下に掲げる写真付の書類を1 枚以上提示させる方法

- ・写真付き住民基本台帳カード、旅券、国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書
- ・運転免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、動力車操縦者運転免許証、無線従事者免許証、電気工事士免状、猟銃・空気銃所持許可証、宅地建物取引主任者証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、教習資格認定証、警備業法第 23 条第 4 項に規定する合格証明書※
- ・船員手帳、戦傷病者手帳、身体障害者手帳、療育手帳

※（参考）警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）（抄）  
（検定）

第二十三条 公安委員会は、警備業務の実施の適正を図るため、その種別に応じ、警備員又は警備員になろうとする者について、その知識及び能力に関する検定を行う。

4 公安委員会は、第一項の検定に合格した者に対し、警備業務の種別ごとに合格証明書を交付する。

（2）請求者に対し、以下の①又は②の方法により提示させる方法

① i 及び ii に掲げる書類をそれぞれ 1 枚以上提示させる方法

② i に掲げる書類を2 枚以上提示させる方法

< i >

- ・写真の貼付のない住民基本台帳カード
- ・国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証
- ・共済組合員証
- ・国民年金手帳
- ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書
- ・共済年金又は恩給の証書
- ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

< ii >

- ・学生証、法人が発行した身分証明書
- ・(1)に掲げる書類を除く国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち、写真付のもの

2 地方公共団体は、公共サービス実施民間事業者と契約を締結するに当たっては、改正戸籍法施行後における本人確認の方法について、事前に公共サービス実施民間事業者に対して説明を行い、その取扱いに遺漏がないよう努めることとする。

（担当）

総務省自治行政局自治政策課 米澤補佐、橘係長

電 話：03-5253-5523（直通）

E-mail：k.tachibana@soumu.go.jp